

## 2 届出対象行為

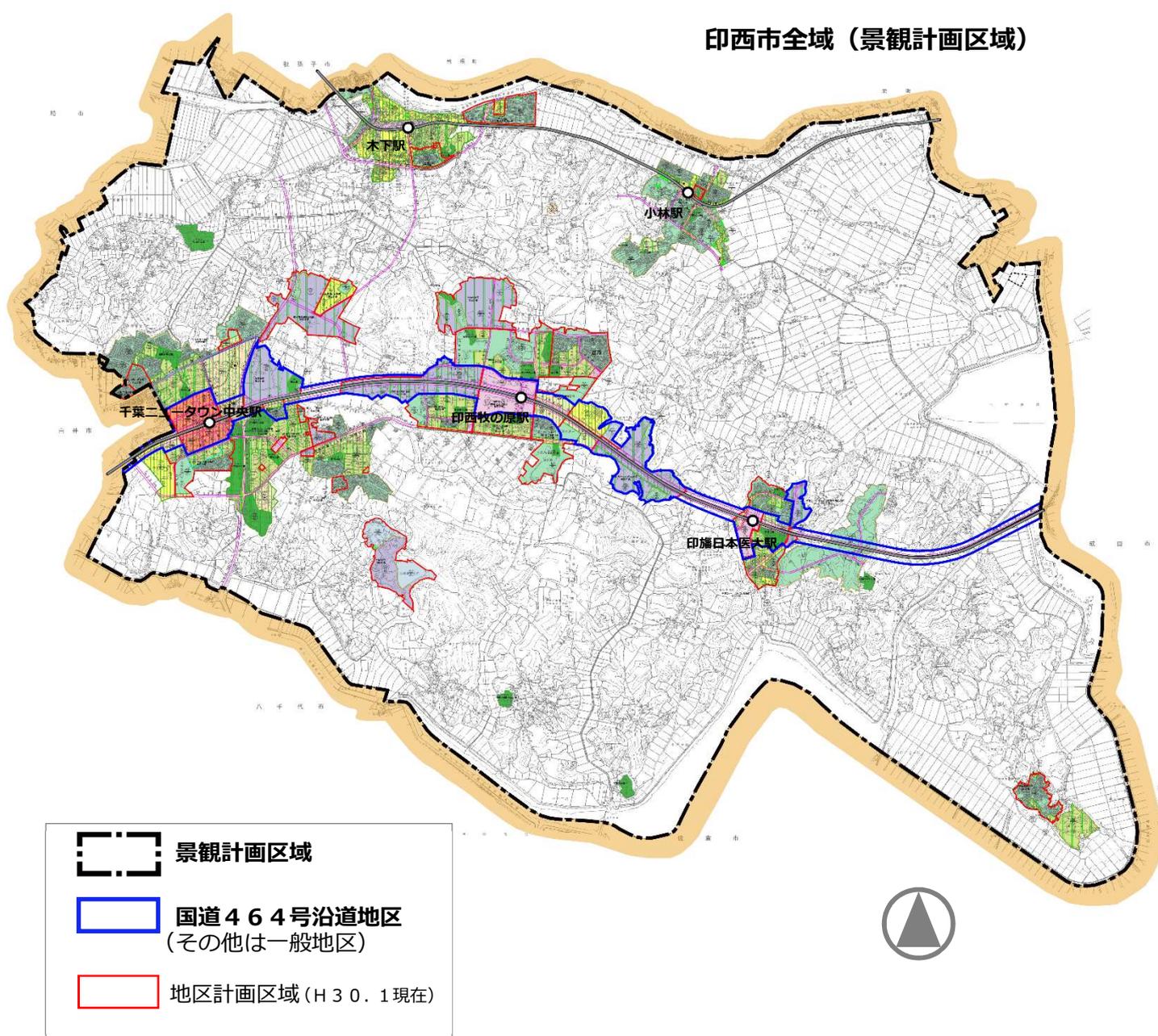
### (1) 景観計画区域の区分

地域の特性に応じた景観の形成を誘導するために、景観計画区域を区分しています。

地域を代表する広域的な景観軸を形成しており、内外からも多くの来訪者がある国道464号沿道において本市の顔やシンボルとなる景観形成を先導していくことを目指した地区を「国道464号沿道地区」とし、その他の区域を「一般地区」として設定しています。

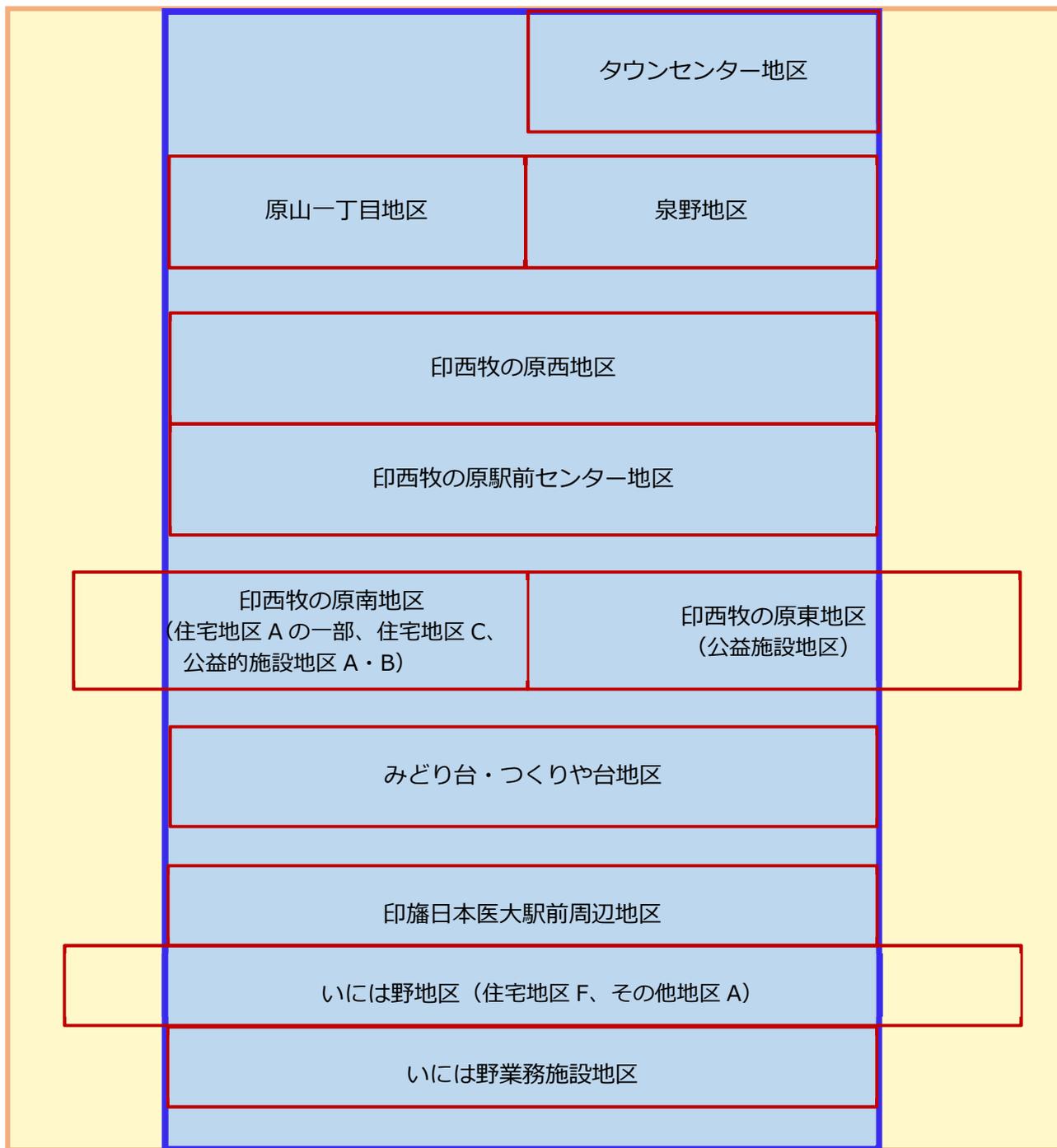
また、地域の住民等が合意形成により景観まちづくりを進める地区については、景観条例に基づき、景観まちづくり重点地区として指定し、合意形成により地区ごとに行為の制限に関する事項を定めることができるものとしています。

#### ■ 景観計画区域の区分（一般地区と国道464号沿道地区）



●国道464号沿道地区と地区計画区域の関係

国道464号沿道地区は、国道464号の周辺の地区計画区域を東西に結ぶように位置づけています。これらの地区計画区域では、地区計画と景観形成基準を一体的に運用するものとします。



## (2) 届出対象行為

景観計画区域内において、以下に定める行為を行う場合は、景観法第16条第1項及び景観条例に基づき、市長への届出が必要となります。

### ■ 届出対象行為

届出対象行為	届出対象規模		
	一般地区	国道464号沿道地区	
<b>建築物の建築等</b> 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ13mを超えるもの 又は延べ面積500㎡以上のもの	戸建住宅を除くすべてのもの	
<b>工作物の建設等</b> 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (※1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(※2)</li> <li>● 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの</li> <li>● 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの</li> <li>● 遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設、自動車車庫(建築物であるものを除く)その他これらに類するもの</li> </ul>	高さ13mを超えるもの 又は築造面積500㎡以上のもの	高さ10mを超えるもの 又は築造面積250㎡以上のもの
	擁壁、塀、柵その他これらに類するもの	高さ2mを超えるもの かつ長さ30mを超えるもの	高さ2mを超えるもの かつ長さ30mを超えるもの
	太陽光発電施設(※3)	区域面積500㎡以上のもの	区域面積500㎡以上のもの
<b>開発行為</b>	区域面積500㎡以上のもの	区域面積500㎡以上のもの	
<b>屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積</b>	区域面積500㎡以上のもの 又は堆積の高さ2mを超えるもの	区域面積500㎡以上のもの 又は堆積の高さ2mを超えるもの	
<b>木竹の伐採</b>	区域面積500㎡以上のもの	区域面積500㎡以上のもの	

※1 鉄道の線路敷地内の運転保安に関するものを除く。

※2 電気供給又は有線電気通信のための線路その他これらに類するもの(これらの支持物を含む)を除く。

※3 同一敷地若しくは一回の土地等に太陽光発電設備等を設置するものであって、建築物の屋上等に設置するものを除く。

### ● 色彩の変更について

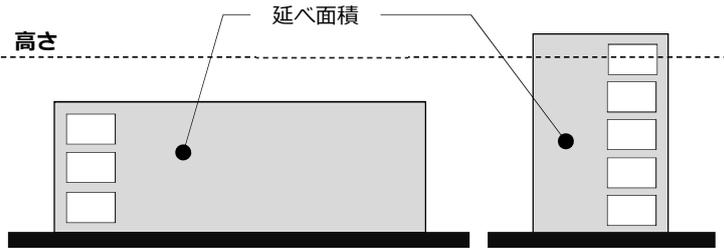
建築物の建築等及び工作物の建設等における色彩の変更は、まったく異なる色彩に塗り替える行為だけでなく、経年変化により変色してしまったものを建築当初の色彩に塗り直す行為を含むものとします。

## ■届出対象規模の図解

< >内は国道464号沿道地区を示す

### ●建築物の建築等

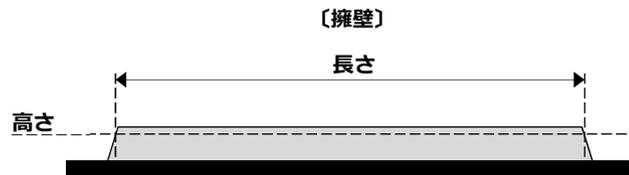
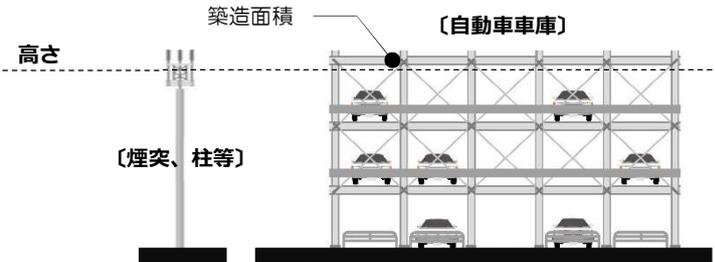
高さ13m超  
又は延べ面積500㎡以上  
〈戸建住宅を除くすべてのもの〉



### ●工作物の建設等

高さ13<10>m超  
又は築造面積500<250>㎡以上

- ・煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- ・広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- ・高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- ・遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設、自動車車庫（建築物であるものを除く）その他これらに類するもの



高さ2m超かつ長さ30m超  
(共通)

- ・擁壁、塀、柵その他これらに類するもの

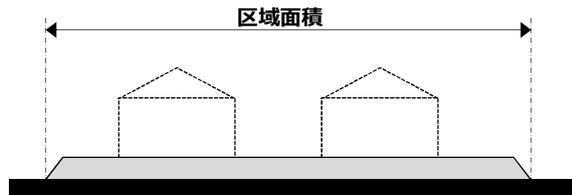
(太陽光発電施設)

区域面積 ⇒ 太陽光発電施設のモジュール等の総面積



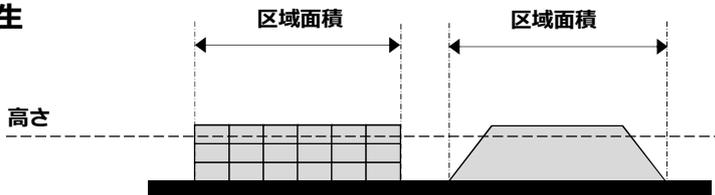
### ●開発行為

区域面積500㎡以上 (共通)



### ●屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

区域面積500㎡以上  
又は堆積の高さ2m超 (共通)



### ●木竹の伐採

区域面積500㎡以上 (共通)

